

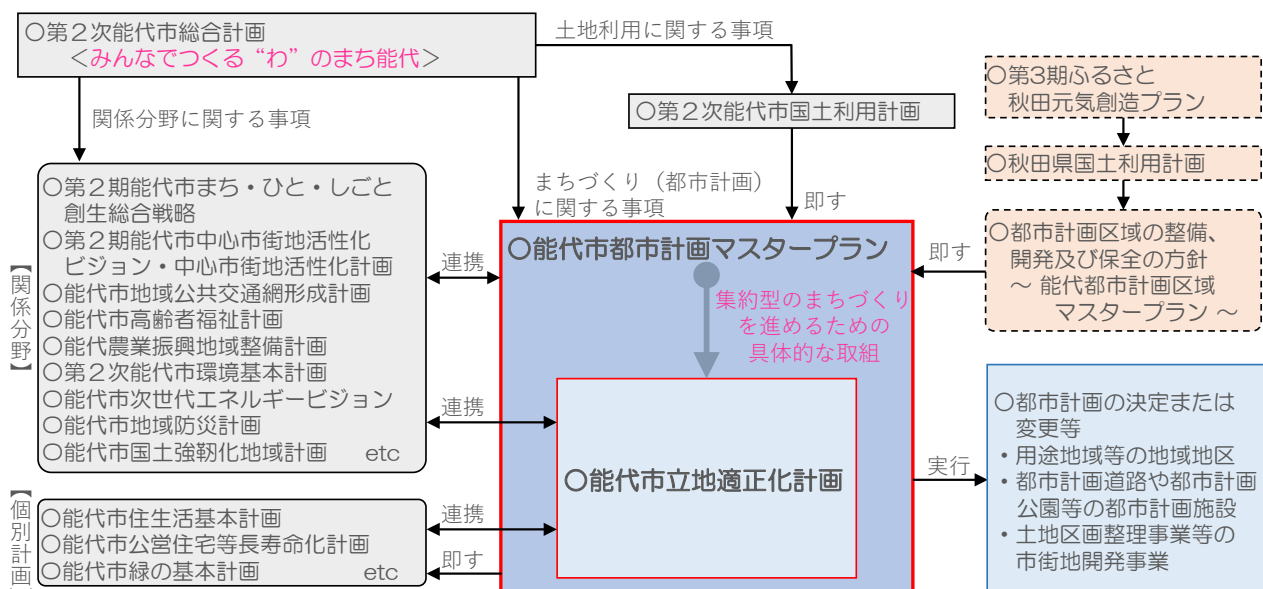
第Ⅰ章. 計画の概要【両計画共通】

第1章. 計画の概要【両計画共通】

1. 都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の目的と位置づけ

- 都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市整備分野を中心としたまちづくりに関する基本的な方針を定めるものです。
- 立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定する「住宅および都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として、持続可能な都市の構築に向け、施設や居住の誘導によって、暮らしの機能（居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス施設等）を守るために、必要な事項を定めるものです。
- 本市は、2006 年（平成 18 年）3 月に旧能代市と旧二ツ井町が合併し、市の最上位計画である総合計画を踏まえ、2010 年（平成 22 年）3 月に都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの将来ビジョンと、具体的かつ総合的な都市の整備方針を定め、各種の施策に取り組んできました。
- 一方、本市の人口は、1970 年（昭和 45 年）に 77,011 人でしたが、その後減少が継続し、2015 年（平成 27 年）には 54,730 人となっています。
- 都市計画マスタープランの策定から 10 年が経過し、社会・経済状況の変化にも対応するため、都市計画マスタープランを見直すとともに、新たに、立地適正化計画を策定することとしました。

図 都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の位置づけ



	役割
都市計画マスタープラン	● 市全体を対象に、おおむね 20 年後を見据えたまちづくりの方向性を示す計画 ● 都市整備分野を中心としながら、まちづくりに関連する他の分野との連携を強めていくための役割も担う
立地適正化計画	● 暮らしの機能(居住や医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス施設等)に着目した集約型のまちづくりを進めるために必要な事項を定める計画 ● 計画制度と財政・金融・税制等による支援措置を結びつける役割も担う

2. 計画の構成

- 計画の構成は右図のとおりです。
- まちづくりの将来像や計画の目標では、第2次能代市総合計画に掲げる「将来像」の実現を目指し、都市整備分野を中心とした本市の現状と将来見通しを踏まえた課題への対応を図り、まちづくりにおいて達成すべき「計画の目標」や、都市を形成する拠点や骨格となる交通体系、土地利用などの全体的な構成を表す「将来都市構造」を設定します。
- なお、まちづくりの「将来像」や「目標」は、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の両計画で共通とします。

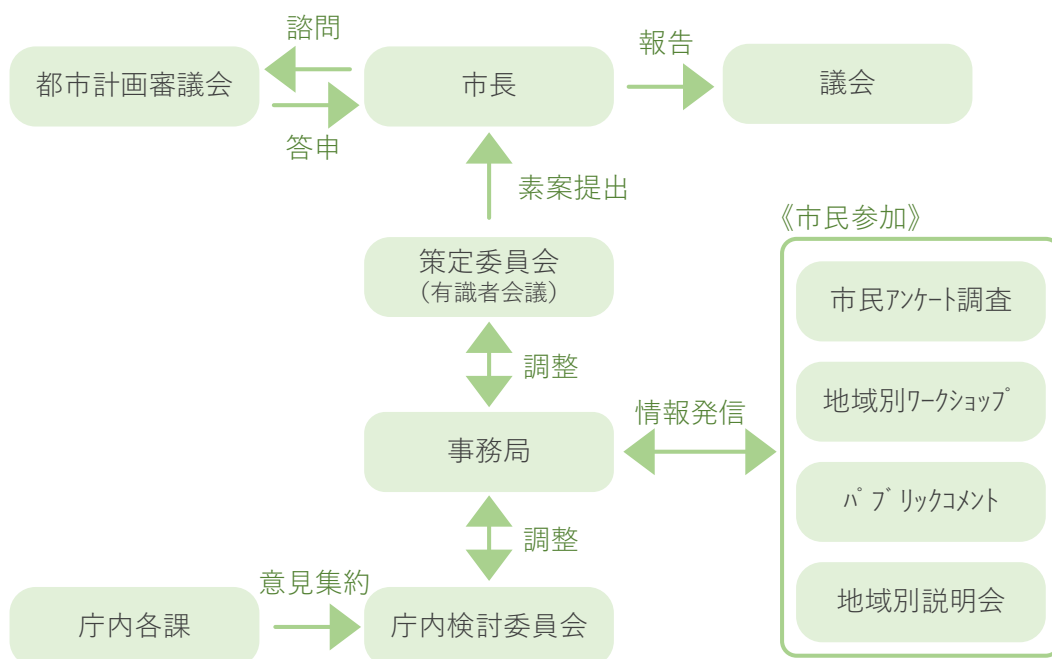
図 計画の構成



3. 計画の策定体制

- 計画の策定にあたっては、多くの人々から、多様な視点で意見を伺うために、「策定委員会」や「庁内検討委員会」を組織し、検討を進めてきました。
- また、策定委員会等以外にも、「市民アンケート調査」や「地域別ワークショップ」を開催したほか、広報やホームページによる情報発信により、市民意見の収集・反映を行いました。

図 計画の策定体制



4. 計画の目標年次・対象区域

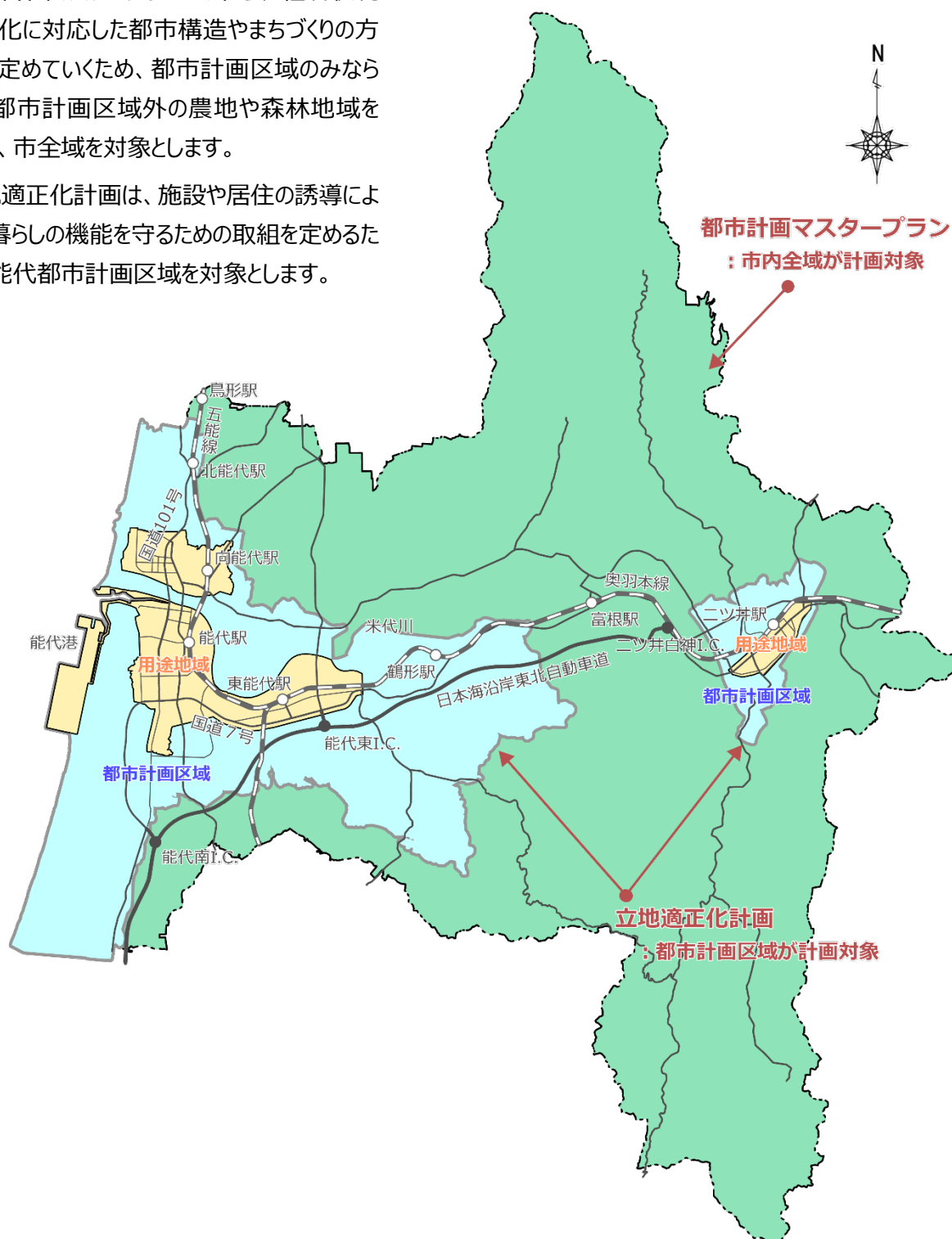
4-1. 計画の目標年次

- 都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の計画期間は、おおむね 20 年後の 2040 年（令和 22 年）とします。
- なお、両計画は、今後の社会・経済状況の変化や市民ニーズの変化に対応し、随時、計画の見直しや充実を図り、まちづくりの指針としての性格を維持していきます。

4-2. 計画の対象区域

- 都市計画マスタープランは、社会・経済状況の変化に対応した都市構造やまちづくりの方針を定めていくため、都市計画区域のみならず、都市計画区域外の農地や森林地域を含む、市全域を対象とします。
- 立地適正化計画は、施設や居住の誘導によって暮らしの機能を守るための取組を定めるため、能代都市計画区域を対象とします。

図 計画の対象区域



5. 計画の実行に向けた協働によるまちづくりの推進

- 本計画では、都市計画分野のほか、生活、産業、防災、環境など、様々な分野の個別課題について、土地利用の視点から総合的に捉えたまちづくりの方向性を示しています。
- これらの方向性の実現に向けては、地域住民、NPO、企業、各種団体、行政等の多様な主体が、市が目指すまちづくりやお互いの役割の理解を深め、力を組み合わせ、連携しながら取り組んでいくことが重要です。

5-1. 市民主体のまちづくりの支援

- 市は、今後のまちづくりを進めていくにあたり、本計画の実現に向けた施策に取り組んでいきますが、地域の将来像を実現していくためには、そこに住む地域住民自らの活動が重要となります。
- そのため、地域住民が主体となるまちづくり活動に対して、積極的に支援していきます。

5-2. まちづくりに関する情報の共有

- 市民と行政等が協働でまちづくりを進めていくためには、地域住民や企業、各種団体等がまちづくりに関する情報を得て、共通の認識に立つことが必要となります。
- そのため、広報やホームページ等により、地域住民や企業等へ積極的にまちづくりに関する情報を提供していきます。

5-3. 関係機関との連携

- 本市のまちづくりの推進にあたっては、能代山本地域における定住自立圏構想など、広域的な計画との連携や他都市との交流・連携のための交通ネットワークの強化促進など、広域的な視点での取組も必要となります。
- そのため、国・県の関係機関や、他市町村とも連携し、まちづくりを進めます。

6. 計画の評価・管理

- 計画の進行管理は、計画策定（Plan）後に施策の実行（Do）に移り、施策の成果や効果を点検・評価（Check）したうえで、必要に応じて改善や見直しを行う（Action）といった、「PDCA サイクル」により実施します。
- 計画に位置づけた施策の実施・検討状況を毎年確認しつつ、おおむね5年ごとに、上位計画である総合計画の目標指標等により、施策の成果や効果の点検・評価を行い、必要に応じて施策の改善や見直しを行います。また、おおむね10年が経過した時点で、施策の実施状況や本市を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを実施します。
- なお、総合計画の変更・見直し、関連法制度の改正など、本市を取り巻く諸情勢に大きな変化があった場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

図 PDCA サイクルの概念図

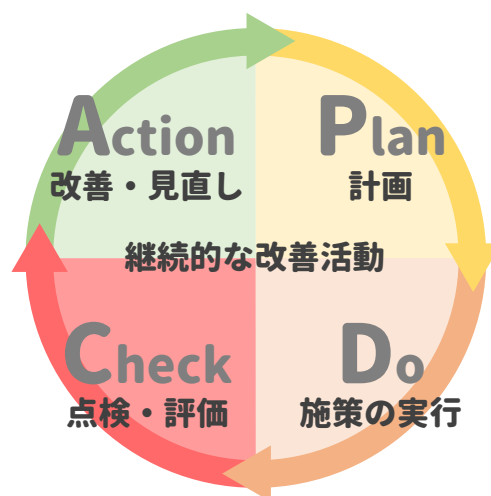


図 計画の評価・管理の手順

